

施設・設備利用料金表（令和元年10月1日改定）

（単位：円）

1 基本利用料											
施設名			利用料金区分			午前 (9-12時)	午後 (13-17時)	夜間 (18-22時)	午前・午後 (9-17時)	午後・夜間 (13-22時)	午前～夜間 (9-22時)
ホ ー ル 棟	ホ ー ル	入場料/0~500 円以下	平日	13,200	18,700	24,200	31,900	42,900	49,500		
			土日・祝祭日	15,400	23,100	29,700	38,500	52,800	60,500		
		入場料/501~ 1,000円以下	平日	21,780	30,850	39,930	52,630	70,780	81,670		
			土日・祝祭日	25,410	38,110	49,000	63,520	87,120	99,820		
		入場料/1,001~ 3,000円以下	平日	30,880	43,750	56,620	74,640	100,380	115,830		
			土日・祝祭日	36,030	54,050	69,490	90,090	123,550	141,570		
	入場料/3,001円 以上	平日	39,600	56,100	72,600	95,700	128,700	148,500			
		土日・祝祭日	46,200	69,300	89,100	115,500	158,400	181,500			
	リハール室			1,100	1,100	1,650	2,200	2,750	3,300		
	楽 屋	第1		550	660	770	1,210	1,430	1,760		
		第2		330	440	550	770	990	1,210		
		第3		330	440	550	770	990	1,210		
	楽屋事務室			330	440	550	770	990	1,210		
	主催者事務室			440	550	660	990	1,210	1,540		
シャワー室			1,100	1,100	1,100	1,650	1,650	2,200			
ホ ワ イ エ	非営利の場合	平日	13,200	18,700	24,200	31,900	42,900	49,500			
		土日・祝祭日	15,400	23,100	29,700	38,500	52,800	60,500			
	営利の場合	平日	39,600	56,100	72,600	95,700	128,700	148,500			
		土日・祝祭日	46,200	69,300	89,100	115,500	158,400	181,500			
施設名			施設利用料金等		施設利用料規定	利用料金	冷暖房設備利用料金	その他の料金			
地 域 交 流 棟	1階	展示室		1時間につき	310	地域交流棟での冷暖房 使用料は、施設利用料金に 40%を乗じた額となります。		マイク 330円 スクリーン 330円			
	二 階	大研修室		1時間につき	310						
		研修室		1時間につき	310						
		和室 1	1時間につき	210							
	和室 2	1時間につき	310								
2 基本時間以外の利用料							3 冷暖房設備使用料 (1時間あたり)		4 その他設備器具使用料		
施設名			使用時間区分			暖房	冷房				
ホ ー ル 棟	ホ ー ル	入場料/0~500 円以下	平日	4,400	4,700	9,100	4,400	4,180	(1)舞台設備器具 (2)持込設備器具 (3)音楽設備器具 (4)照明設備器具 (5)音響設備器具 別表による。		
			土日・祝祭日	5,200	5,800	11,200					
		入場料/501~ 1,000円以下	平日	7,300	7,800	15,000					
			土日・祝祭日	8,500	9,600	18,400					
		入場料/1,001~ 3,000円以下	平日	10,300	11,000	21,300					
			土日・祝祭日	12,100	13,600	26,100					
	入場料/3,001円 以上	平日	13,200	14,100	27,300						
		土日・祝祭日	15,400	17,400	33,500						
	リハール室			400	300	700	120	120			
	楽 屋	第1		200	200	300	120	120			
		第2		200	200	300	120	120			
		第3		200	200	300	120	120			
	楽屋事務室			200	200	300	120	120			
	主催者事務室			200	200	300					
シャワー室			400	300	500						

(注1) ホールを利用する場合、準備や練習のための使用については、1/2の利用料金となります。

(注2) 地域交流棟を営利目的で利用する場合は、通常料金の10倍の額となります。

(※ 営利目的の取扱いとしては、入場料や会費等の徴収、あるいは使用する名称等、さらには直接又は、間接に関わらず、その施設を利用することにより何らかの対価を得ると判断した場合にはなりません。)

(注3) 地域交流棟を市外の方が利用する場合は、基本使用料金の2倍の金額となります。

(注4) 使用料金の免除規定と減免割合

減免割合 100%	減免割合 50%
(1) 市の利用 (2) 市内自治会、コミュニティ推進協議会等の利用 (3) 市内保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の利用 (4) 市内中学生以下で構成するスポーツ少年団、子ども会等の利用 (5) 市内障がい者団体の利用 (6) 当該施設を管理運営する指定管理者の利用	(1) 国、県等の地方公共団体の利用 (2) 市と市が認める団体が共同責任を持って実施する事業の利用 (3) 市内で登録した社会教育関係団体や市内の社会福祉団体で市公認団体の利用

※ 前各号以外に、市教育委員会が特に必要と認めるものの利用については教育委員会規定割合となります。

※ 免除規定は、地域交流棟並びにホール棟のどちらの利用でも適用されます。

※ 免除規定は、冷暖房利用料や設備器具利用料にも適用されます。

☆ 利用申請書の受付期間と時間について

施設名	利用申請の受付期間	利用申請書	受付時間	休館日
ホール棟	利用日の1年前から最短で、利用日を含む15日前まで。 (但し、リハーサル室を単独で使用する場合は、利用日を含む30日前からの受付となります。)	所定の書面により記入し提出をお願いします。 (※電話での申請受付はいたしません。)	8時30分 ~ 17時15分	毎週月曜日(但し、月曜日が祝祭日の場合は翌日) / 年末年始(12月29日~1月3日)
地域交流棟	利用日の3ヶ月前から最短で、利用日を含む14日前まで。			

☆ 利用許可後の内容変更や取り消し等について

- 利用許可後の変更や利用を取りやめる場合は、所定の書類により手続きが必要です。この場合の取扱いは次のとおりとなっております。

施設	利用変更	利用料返還	備考
ホール棟	・利用日を含む31日前までは、1回に限り変更が可能です。 (変更する部屋によっては、使用料の差額納入が発生します。)	・利用日を含む181日前までは⇒全額還付 ・利用日を含む61~180日前までは⇒80%還付 ・利用日を含む31~60日前までは⇒50%還付	(注) 申請が利用日を含む30日前の場合は、変更や利用料金の返還は行いません。
地域交流棟	・利用日を含む8日前までは、1回に限り変更が可能です。 (変更する部屋によっては、使用料の差額納入が発生します。)	・利用日を含む61日前までは⇒全額還付 ・利用日を含む31~60日前までは⇒80%還付 ・利用日を含む15~30日前までは⇒50%還付	(注) 申請が利用日を含む14日前の場合は、変更や利用料金の返還は行いません。

栗原市内公共施設(栗原文化会館)使用料金改正の概要

I 消費税引き上げによる改正(令和元年10月1日~)

- 消費税及び地方消費税の税率の引き上げ(8%→10%)に伴い、使用料金の改定を行いました。